

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿角市長 関 厚

市町村名 (市町村コード)	鹿角市 (05209)
地域名 (地域内農業集落名)	末広(7)地区 (石野、大欠、松山、土深井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方
(1)地域農業の現状及び課題

基盤整備事業の実施と合わせて域内の集落営農型法人への集積集約が進んでいることから、園芸メガ団地化による高収益作物の産地化を進めることで、担い手の経営力強化と生産性の向上による農地の高度利用化を進める。
また、機械設備等の導入等に係る国県等の助成制度を活用し、集積集約を図る上での担い手候補となる既存の担い手の経営力強化を図る。
日本型直接支払制度により、農地の保全活動を行う集落組織等を支援することで、将来に向けた地域の良好な営農環境の維持を図るとともに、将来的な担い手候補の参画を促していく。

(2)地域における農業の将来の在り方

集落営農型法人を中心とした農業法人が担い手となって大規模で効率的な水稻生産を行うことで各々が経営基盤を固めると共に、園芸メガ団地を核としたネギの生産販売力を伸ばしていくことにより地域全体の農業所得の向上を図り、雇用や後継者の確保に繋げていく。スマート農業の導入による省力化を進め、担い手の品質向上や規模拡大につなげていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
(1)地域の概要

区域内の農用地等面積	218.4ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	164.1ha
(うち保全・管理棟が行われる茎の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。
鹿角農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員会及び農地中間管理機構が中心的な役割を担い、農地所有者の営農意向の把握を不断的に行うことで、担い手への円滑な引継ぎを図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
人農地プラン実質化推進チームの構成団体の農業委員会、農地中間管理機構、土地改良区、JA かつの、鹿角市及びオブザーバーである秋田県が連携し、それぞれの業務を通じた農地中間管理事業のPRや斡旋により、次の方針を進める。 農業をリタイアおよび経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組
平成27年度～令和4年度実施。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
就農希望者に対しては、鹿角市農業農村支援機構がワンストップ窓口となり、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介のほか、生産技術や経営については普及指導センターや農業協同組合等が重点的な指導を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他	農副連携	
【選択した上記の取組方針】									
①鹿角市鳥獣被害防止計画に基づき、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ等による農業被害防止に資する各種支援策を実施する。									
③鹿角市スマート農業推進協議会による実証試験結果等を基に、農業者への普及と該当機械の導入支援に取り組む。									
⑦多面的機能支払交付金事業等を通じて、農地保全のみならず区域内で行われる地域での共同活動を支援し、地域農業環境の維持を図る。									

末広地区

